

岩手県告示第2号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成19年1月5日

岩手県知事 増田寛也

指定医療機関の名称	所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
徳永整形外科	紫波郡矢巾町大字南矢幅第7地割 163番地	紫波郡矢巾町大字南矢幅第9地割 320番地	平成18年12月20日